

## 利用料金の免除基準

免 除 の 対 象	免除する額
<p>1 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該 15 歳未満の者）若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的生涯児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）又は施設の在職証明書、諸控除のための障害の状態に関する証明書、診断書等の書類を有し、これらの者と同等の障害があると認められる者<u>及び子育て応援パスポート交付規則(令和 2 年岩手県規則第 53 号)第 3 条の規定に定める者</u>（以下「身体障害者等」という。）が利用するとき</p> <p>2 身体障害者等<u>(子育て応援パスポート交付規則(令和 2 年岩手県規則第 53 号)第 3 条の規定に定める者を除く)</u>の介護を行う者（以下「介護者」という。）が利用するとき</p>	<p>全 額 （ロッカー及びシャワーの利用料金を除く）</p>
<p>3 岩手県（以下「県」という。）又は岩手県教育委員会（以下「県教委」という。）が主催する県規模以上の体育大会</p> <p>4 県又は県教委が主催するスポーツ推進事業</p> <p>5 県、県教委又は公益財団法人岩手県体育協会が主催して選手強化を行う事業で、次の事項を満たすもの</p> <p>(1) 指導者が常時駐在していること</p> <p>(2) 県又は県教委の承認を得ていること</p>	<p>全 額 （ロッカー及びシャワーの利用料金並びに電気料及び暖房料を除く）</p>
<p>6 岩手県中学校体育連盟又は岩手県高等学校体育連盟が主催する全県的体育大会</p> <p>7 各市町村主催の各市町村民体育大会</p>	<p>半 額 （ロッカー及びシャワーの利用料金並びに電気料及び暖房料を除く）</p>

(注 1) 上記に関わらず、興行のため使用する場合及び入場料を徴収する場合は、免除しないものとする。

(注 2) 貸切使用等で使用者の半数以上が身体障害者等である場合は、利用料金の全部を免除するものとする。

(注 3) 上記 2 の介護者の数は、原則として、身体障害者等 1 人につき 1 人とする。ただし、身体障害者等の障害の状況により 2 人以上の介護者の介護を必要とする場合は、当該介護に必要な限りにおいて 2 人以上の介護者の利用料金を免除するものとする。